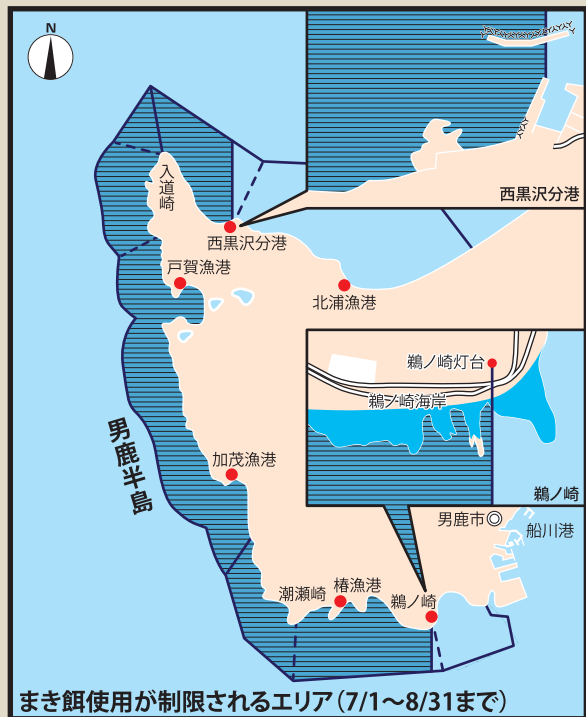


秋田県でのまき餌の使用が可能となりました

ただし、一部規制があります



規制期間

7月1日~8月31日

区域

男鹿半島西黒沢~鶴ノ崎までの
第一種共同漁業権共第4号、第5号の区間

- ・規制エリアの内、各港内は規制対象外となるので、まき餌を使用した釣りは可能です。
- ・陸側だけでなく、船からまき餌を使用した釣りも規制エリア内は禁止となります。

秋田県規則第十五号

秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則
秋田県漁業調整規則（昭和三十九年秋田県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。
第四十五号第一号中「（まき餌釣りを除く。）」を削る。

附則

- 1この規則は、公布の日から施行する。
- 2この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田海区管内の漁場に関する紛争の防止又は解決を図るため、まき餌使用の制限を次のとおり指示する。

平成29年3月21日
秋田海区漁業調整委員会会長加藤和夫

1 指示の内容

遊漁者は、第一種共同漁業である共第4号及び第5号（平成25年9月2日秋田県告示第404号）の漁場の区域（ただし、次の（1）～（3）の区域を除く）において、7月1日～8月31日の時期に、まき餌を使用してはならない。

- （1）港内（泊地及びそれに接する航路）
- （2）男鹿市島漁港西黒沢分港西黒沢防波堤の先端中心点とその真北への延長線上の第一種共同漁業である共第4号との境界線の交点を結んだ線より東側
- （3）男鹿市鶴ノ崎灯台中心点とその真南への延長線上の第一種共同漁業である共第5号との境界線の交点を結んだ線より東側

2 遊漁者の遵守事項

遊漁者が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げてはならない。

3 指示をする期間

平成29年3月21日から同年12月31日まで

平成29年3月21日付け秋田県漁業調整規則の一部を改正する規則により、秋田県内でのまき餌釣りが可能となりました。また、併せて秋田海区漁業調整委員会指示により、左記の期間とエリアにおいて、まき餌釣りの使用が制限されます。なお、同委員会指示は3月21日～12月31日までの期間とし、それ以降1年毎に現状に即して更新される予定です。

釣り人に求められるマナー

定められた期間、区域内でまき餌を使用しないのは勿論、次のことに注意し、マナーを守って釣りを楽しみましょう！

漁師が近くで漁を始めたら譲る

沖磯で釣りをしている時漁師が来て漁を行ったら譲るなど、漁師へ配慮をしましょう。特に6～9月は潜水漁シーズンとなるので、要注意です。

使用後は水洗いを

まき餌を使用した後は水くみバケツを使用して綺麗に洗い流してから帰りましょう。特に夏は悪臭の原因にもなります。

ゴミのポイ捨て禁止！

釣り場となる漁港の防波堤や各地磯、沖磯は釣り人だけの場所ではありません。出したゴミは自分で持ち帰る、これを徹底して下さい。

港内では配慮を！

漁港内は漁業者優先です。漁業者の作業の邪魔にならないよう、港内では十分配慮して下さい。

漁業者、釣り人間で良い関係を築くためにも釣り人には、これまで以上にマナーの遵守徹底が求められます。ゴミを出したら持ち帰る、釣り場を汚したら洗い流す、邪魔にならない場所に駐車するなど、釣り人1人ひとりが意識して守りましょう。